既存ダムの洪水調節機能の強化(事前放流)の概要

令和元年台風19号など近年発生した大規模な水害を踏まえて, 既存ダムの洪水調節機能の強化を図るため,政府は,令和元年11 月に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」を設置し ました。

検討会議においては、令和元年12月12日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が策定され、既存ダムの利水容量の一部を洪水調節に活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、事前放流を実施することとされています。

国管理の一級水系については、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度から、緊要性等に応じて順次実行していくこととされています。

【概要】

- 洪水が予測された際に、既存ダムの利水容量 (かんがい、発電、上水道等)を事前に放流し、洪水調節に活用。
- 事前放流の実施にあたっては、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者との間において、事前放流の実施方針等を定めた治水協定を締結。

